

日本の地方行政の概要

日本国総務省 自治大学校長 滝川 伸輔 1. 地方自治制度について

- 2. 防災・消防体制について
- 3. コロナ禍を踏まえた地域活性化について

1. 地方自治制度について

日本の地方自治制度のあらまし

- <u>日本の地方自治は、憲法で保障されている</u>。国と地方は別の法人格を持ち、地方自治の仕組みや国と地方の関係については、地方自治法に定められている。
- 日本の地方公共団体は、都道府県・市町村の2層制である。
- <u>地方公共団体は、公選(住民の直接選挙)された議員による議会を持ち</u>、議会 は、予算の議決等のほか、法律の範囲内での立法権限を有している。
- 行政の執行は公選される首長(知事・市町村長)が行う。
 - ※ 国の行政執行は、内閣が行う。国は議院内閣制を採る。
- 国の事業に比べ、地方公共団体が担任する事務・事業のウェイトが高い。
 - ※ ただし、地方公共団体が担任する行政の多くは、国の法律による義務付けがある。

地方公共団体の組織及び運営に関する法体系

日本国憲法

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」(第92条)

憲法により、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱は、法律で定めること、及びその法律の内容は「地方 自治の本旨」に基づかなければならないこととされている。

地方自治法

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」(第1条)

<主な規定事項>

- 国と地方公共団体の役割分担の原則
- ・ 地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則
- ・ 地方公共団体の種類と性格、事務・権能、名称、区域等
- 住民及び住民の権利・義務
- 条例及び規則

- 議会
- 執行機関の構成と事務・権能等
- 財務
- 国等の関与等のあり方及び係争処理等

<地方自治法以外の基本的一般的事項を定める法律>

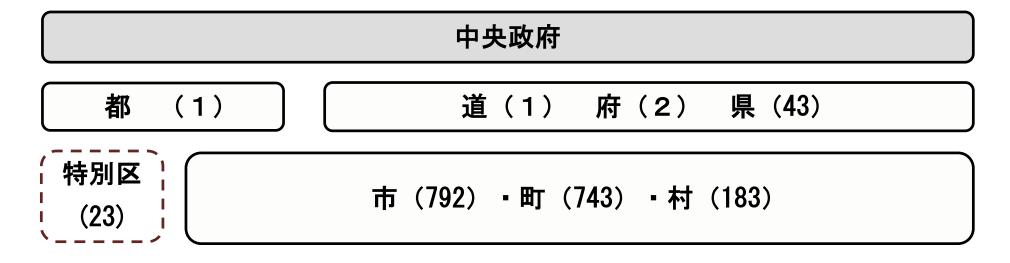
- 公職選挙法
- 地方公務員法
- 地方財政法
- 地方税法
- 地方交付税法
- 住民基本台帳法 等

<特定の行政分野に関する法律>

- 地方公営企業法
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 警察法
- 消防組織法
- 農業委員会等に関する法律 等

日本の地方公共団体①

- 〇 日本の地方公共団体は、都道府県・市町村の2層制
 - ※ 都道府県〈広域の地方公共団体〉47市町村〈基礎的な地方公共団体〉1718 特別区 23 (2022年4月1日時点)



〇 国と地方公共団体の関係 上下・主従の関係ではなく、対等・協力の関係

日本の地方公共団体②

種別	数		人口(最大~最小)(単位:人)			
都∙道•府•県	47	都(1)	14,047,594(東京都)			
		道•府•県(46)	9,237,337(神奈川県) ~553,407(鳥取県)			
市•町•村	1,718	市(792)	3,777,491(横浜市) ~2,989(北海道歌志内市)			
		町 (743)	37,655(広島県府中町) ~1,098(山梨県早川町)			
		村(183)	41,206(沖縄県読谷村) ~169(東京都青ヶ島村)			
特別区 (東京都に設置)	23		943,664(世田谷区) ~ 66,680(千代田区)			

[・]地方公共団体の数及び内訳は、2022年4月1日現在

[・]人口は2020年国勢調査人口(確定値)

日本の地方公共団体3



総面積: 377,976.41km

最大:北海道 83,424.44km f

北海道の人口密度 66.6人/km²

最小:香川県 1,876.78km の 1,876.78km

香川県の人口密度 506.3人/km²

※東京都の人口密度 6,402.6人/k㎡(2020年国勢調査)

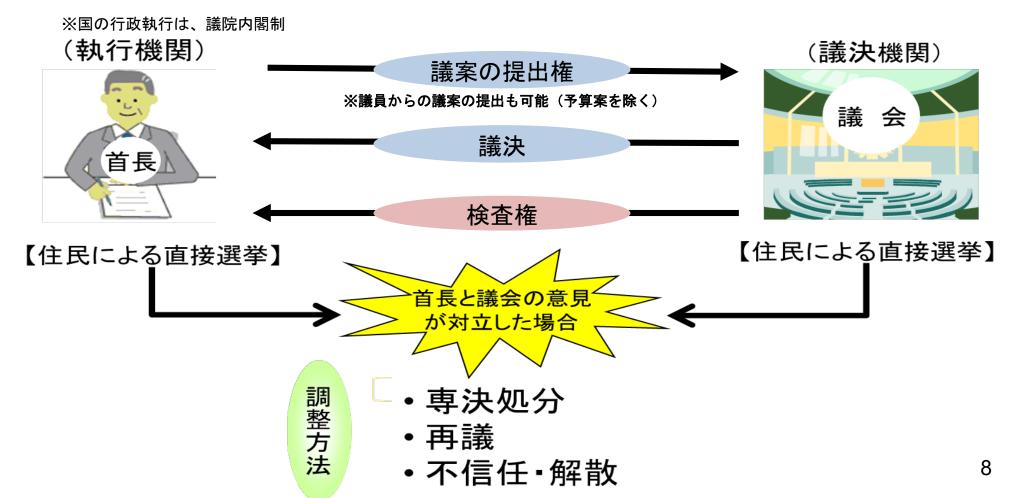


首長と議会の関係(二元代表制)

○ 地方公共団体は、公選された議員による一院制の議会を持ち、議会は、予算 の議決等のほか、法律の範囲内での立法権限を有している。

※国は、衆議院と参議院の2院制

〇 行政の執行は、直接選挙される首長により行われている(大統領制)。

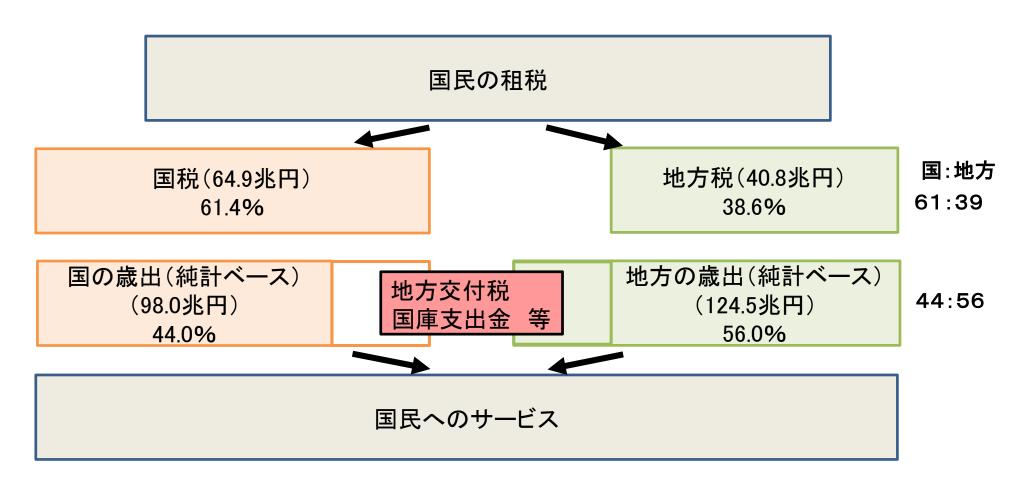


国と地方の事務分担(例)

		公共資本	教育	福祉	その他	
围		〇高速自動車道 〇国道(指定区間)	〇大学	〇社会保険 〇医師等免許	○防衛○外交○通貨	
地	都道府県	〇国道(その他) 〇都道府県道	〇高等学校	〇生活保護(町村の区域) 〇保健所	○警察 ○職業訓練	
方	市町村	〇市町村道	〇小·中学校 〇幼稚園	○生活保護(市の区域)○国民健康保険○介護保険○ごみ・し尿処理○保健所(特定の市)	〇戸籍 〇住民基本台帳 〇消防	

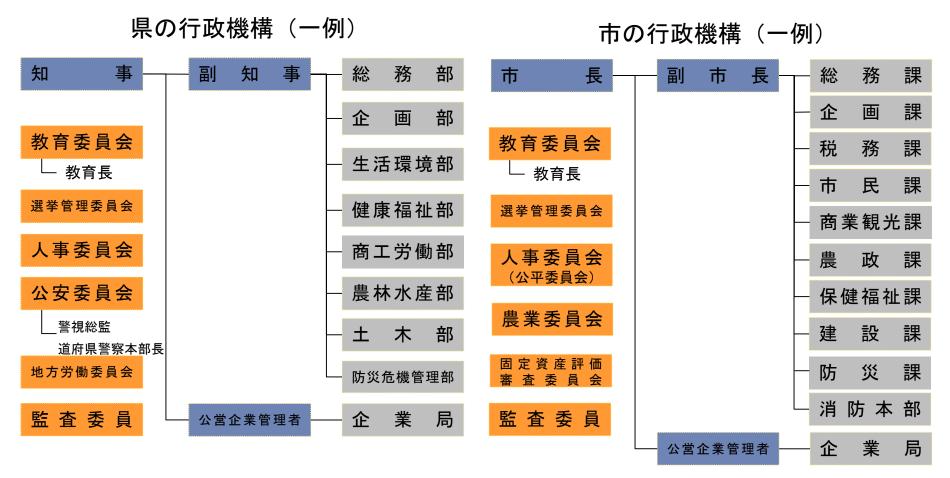
国と地方の財源配分

○ 租税収入の配分における国と地方の比率と、最終支出における国と地方の比率 が逆転しており、両者の間に大きな隔たりが存在



地方公共団体の組織図

- 〇 執行機関として知事・市町村長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会等の機関がある。
- 〇 知事・市町村長の下に、議会の同意を得て知事・市町村長が任命する副知事・副市町村長(任期4年) が、また各分野の事務を担当する部や課等の組織がおかれる。



2. 防災・消防体制について

日本の国土と災害

■災害を受けやすい国土

- 〇日本は、地震や火山活動が活発な環太平洋火山帯に位置
- 〇世界の活火山の約7%が日本に存在し、日本とその周辺では、世界で起こっている地震の約1割が発生
- 〇地理的、地形的、気象的諸条件から、地震、津波、台風、豪雨、豪雪等の自然災害が発生しやすい国土

主な災害の発生状況 ※過去10年間において、死者数が特に多かった災害

- 〇熊本地震(2016年4月)
- ・熊本県を震源として、M6.5の地震が発生(**死者:273人**、負傷者:2,809人)
- 〇平成30年7月豪雨(2018年7月)
- ・広島県、岡山県、愛媛県などで記録的な豪雨が発生(<u>死者:**245人**</u>、行方不明者:8人、負傷者:432人)
- 〇台風第19号(2019年10月)
- ・関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨が発生(<u>死者:104人</u>、行方不明者:3人、負傷者:384人)
- 〇令和2年7月豪雨(2020年7月)
- ・熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で集中豪雨が発生(<u>死者:86人</u>、行方不明者:2人、負傷者:77人)
- 〇平成26年8月豪雨(2014年8月)
- ・広島県で1時間に約120ミリの猛烈な豪雨が発生(死者:76人、負傷者:68人)

その他、過去には1995年1月に阪神・淡路大震災(死者・行方不明者: 6,437人)、2011年3月に東日本大震災(死者・行方不明者: 21,839人)等の大規模災害が発生

日本の防災・消防体制

防災・・・災害予防、災害応急対策及び災害復旧 消防・・・その施設及び人員を活用して、 「災害予防 火災から国民の生命、身体及び財産を保護 災害の発生又は拡大を未然に防止するために行う防災に関する組織の整備、訓練、物資の備蓄等 2 水火災又は地震等の災害を防除し、 災害応急対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は拡大を防止するため 及びこれらの災害による被害を軽減 に行う避難指示、救難・救助等 3 災害等による傷病者の搬送を適切に実施 ·災害復旧 (消防組織法) 被災した公共土木施設等を原形に復旧することを基本 (災害対策基本法) 内閣官房 総務省 消防庁 内閣府(防災担当) 口消防に関する制度の企画立案、広域的な事務 □災害などによる被害の防止や軽減のための法令整備 内 〇防災に関する基本的な政策の企画立案 口消防大学校の設置・運営 ○大規模災害時の対処に関する企画立案及び総合調整 他省庁 大規模災害時等 中央防災会議:防災基本計画の策定 危機管理センター :緊急消防援助隊のオペレーション、 災害時等 特定·非常·緊急災害対策本部 被災地・官邸などとの連絡調整 ○広域的な地方公共団体として、防災に関する計画の作成・実施 都 □消防に関する都道府県と各市町村との連絡協調 ○市町村等の事務又は業務の実施の援助・総合調整 □消防学校の設置・運営 道 都道府県防災会議:都道府県地域防災計画の策定 府 大規模災害時等」消防応援活動調整本部 災害時等 都道府県災害対策本部 :情報収集、災害予防及び災害応急対策、 : 都道府県災害対策本部との連携、部隊移動の総合調整、 県 市町村等との連絡調整 被災地の情報収集、関係機関との連絡調整 口市町村区域内の消防 ○基礎的な地方公共団体として、防災に関する計画の作成・実施 □消防本部、消防署及び消防団の設置 市 市町村防災会議:市町村地域防災計画の策定 (複数の市町村が共同で消防事務を行う「消防の広域化」を推進) 町 大規模災害時等 指揮支援本部 災害時等 市町村災害対策本部 村 : 市町村災害対策本部との連携、 :情報収集、災害予防及び災害応急対策 災害現場の活動の管理・情報収集

大規模災害時における広域応援

【地方公共団体間の応援職員の派遣】

〇被災団体のニーズに応じ、地方公共団体間で職員の応援派遣を行う仕組みである、短期派遣と中長期派遣を実施(全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して派遣) ※経費については、地方交付税措置

〇短期派遣

業務:発災直後の災害応急業務

(避難所の運営・罹災証明書の交付等)

時期:発災後1~2ヶ月程度

期間:1週間程度で交代

〇中長期派遣

業務:復旧・復興業務

(災害復旧事業に係る設計・施工管理等)

時期:発災後3ヶ月以降

期間:1年単位の派遣

〇近年の主な派遣実績

【短期派遣】

2019年10月の台風:28団体より延べ9,833名

2020年7月豪雨:13団体より延べ6,367名

【中長期派遣】

2011年の東日本大震災:677名

2020年7月豪雨:97名 等 ※2021年4月1日時点

【全国各地から駆けつける「緊急消防援助隊」】

□阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した 地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ、迅速に実施し得るよう、全国の消防 機関相互による援助体制を構築

□平常時においては、それぞれの地域における消防を担い、大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施

※経費については、地方交付税措置又は国の負担

□1995年の制度創設以来、合計43回出動 ※2022年11月30日時点

□緊急消防援助隊の部隊数は、6,606部隊

消火小隊: 2,423 救急小隊: 1,518 後方支援小隊:881

救助小隊:550

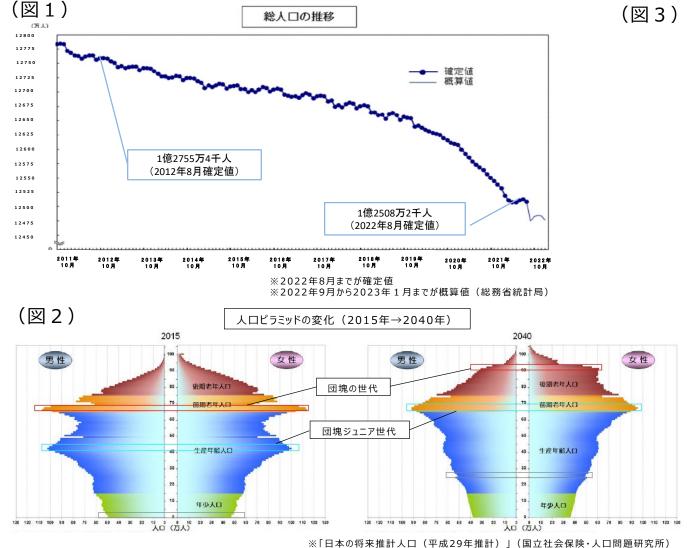
航空小隊: 77 等

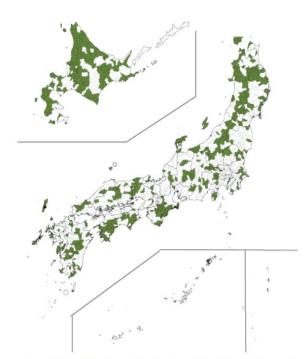
※2022年4月1日時点

3. コロナ禍を踏まえた地域活性化について

日本の人口減少等について

○日本では人口減少(図1)・高齢化(図2)及び人口の都市部への集中が進行 ○2050年には、全市町村の約3割が2015年の人口の半数未満の人口になると推定 人口が半減する市町村は、特に中山間地域等の地方に多い(図3)。



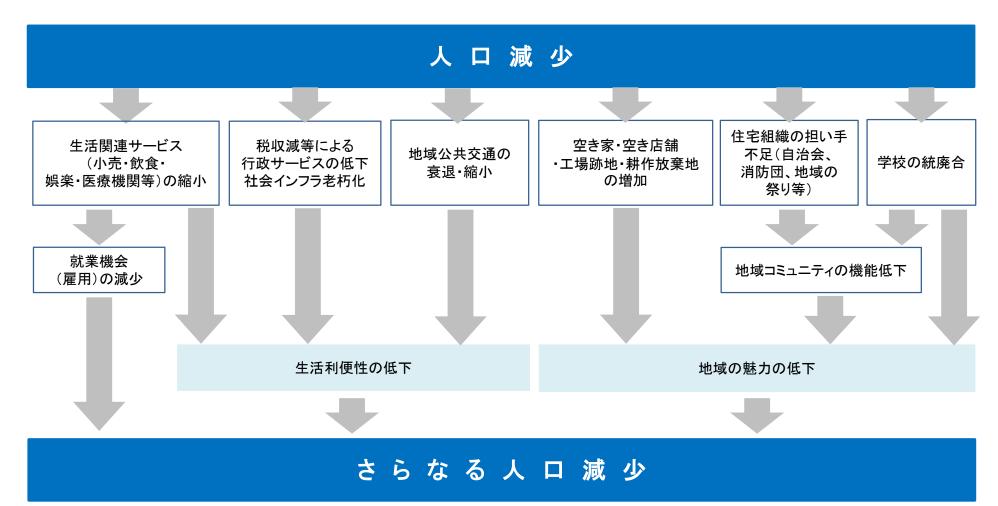


- (注) 分析対象には、福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村は入っていない 資料) 国土交通省
 - ※分布対象には、福島県一部町村は入っていない資料 ※緑色が(2015年比で)2050年に人口が半数未満となると 推定されている地域

国土交通白書(2020年)

人口減少が地方に与える影響

○地方における生活必需サービスの維持が困難となり、 地域の利便性・地域の魅力の低下から、さらなる人口減少を招き、地域が衰退するおそれ



国土交通白書(2015年)を基に作成

コロナ禍の地方への影響と地域活性化

○新型コロナウイルス感染症拡大時に生じた 地方経済・社会への影響

(ネガティブ)

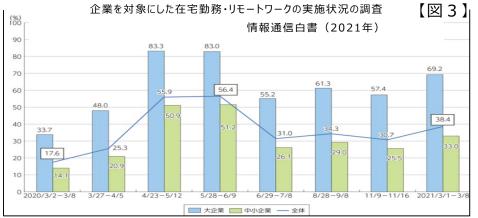
- ・行動制限等による経済・社会活動の抑制(図1)、基幹産業への打撃
- ・地域コミュニティの弱体化
- (地域の祭り・伝統行事や自治会活動の中止・縮小等)

(ポジティブ)

- ・ 地方移住に対する関心の高まりや人の流れの変化(図2)
- ・ テレワークなど新たな働き方の動きの活発化(図3)

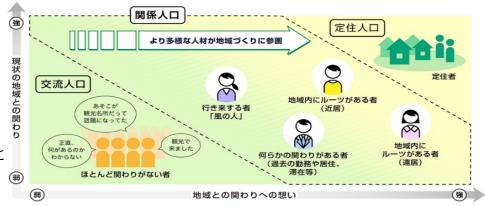








- ○地域産業の振興を通じた 地域活性化の必要性の一層の高まり
- ○地方に人の流れを作るチャンス(関係人口の創出)
- ※「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流 人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々のこと

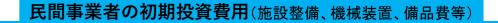


ローカル10,000プロジェクト

1. 制度概要

- 〇 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体(都道府県・市町村)が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費(補助率:1/2~10/10)・特別交付税により助成することで、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

2. 事業スキーム



自己資金

0円でも可

自治体による助成

最大で初期投資費用の1/2まで

地域金融機関等による融資 _{又は}出資

自治体による助成額以上

国の財政支援

1/4 1/2_(最大10/10) 地方交付税 国費 1/4 自治体負担

※原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を 地方交付税により財政支援。

3. 交付手続

① 事業計画書の作成

・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。 ヌは

- ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
 - 自治体から総務省に事業採択を申請。
- ③ 採択決定
 - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。



地域おこし協力隊

地域おこし協力隊とは

○制度概要:都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、

地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、

地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、

住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体:地方公共団体

○活動期間: 概ね1年以上3年以下

○地方財政措置:地域おこし協力隊取組自治体に対し、地方交付税措置

年度

隊員数

2009

89人

2010



地域おこし協力隊導入の効果

~地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組~

隊員数、取組自治体数の推移

2012

617人

2013

978人

2014

2015

2016

2017

| 1,629人 | 2,799人 | 4,090人 | 4,976人 | 5,530人 | 5,503人 | 5,560人 |

(1,511人)(2,625人)(3,978人)(4,830人)(5,359人)(5,349人)(5,464人)(6,005人

⇒ 2026年度に10,000人を目標

2018

673団体 886団体 997団体 1,061団体1,071団体1,065団体1,085団体

2019

2020

2021

地域おこし協力隊

- ○自身の才能・能力を 活かした活動
- ○理想とする暮らしや 生き甲斐発見

自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体

2011

413人

地 域

- ○斬新な視点 (ヨソモノ・ワカモノ)
- ○協力隊員の熱意と行動力が 地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- ○行政ではできなかった 柔軟な地域おこし策
- ○住民が増えることによる ▶ 地域の活性化

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、 29年度:146人、30年度:171人、R元年度:154人、R 2 年度:96人、R 3 年度:10人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の<u>約7割が</u> 20歳代と30歳代 任期終了後、およそ<u>65%が</u> 同じ地域に定住※R3.3末調査時点

地域活性化起業人(企業人材派遣制度)

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら 地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し地方交付税措置。

対象者

3大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)

受入団体

- ①3大都市圏外の市町村
- ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

<u>1,432市町村</u>

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

〇観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

OICT分野(デジタル人材)

〇地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

〇中心市街地活性化

等

地方交付税 措 置

派遣元企業に対する負担金など起業人の受入、企業人が起業人が発案・提案した事業、企業人の受入準備費等について地方交付税措置

期間

6ヵ月~3年

自治体

一 民間のスペシャリスト人材 を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら 取組を展開



(協定締結)

民間企業

__ 社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

ご清聴ありがとうございました。